

### 令和3年度 の組織人事異動



今年度もよりよい行政サービスを目指します

#### 令和3年4月1日付け人事異動

- 総務課
  - ▼ 庶務係・渡邊璃里香（新規採用）
  - ▼ 財務係・郷史嘉（社会教育課）
  - ▼ 消防係長「兼くらし安全推進係長」・久米修永（税務課住民税係長）
- 企画課
  - ▼ 企画課長補佐・瀧本加奈子（県から派遣）
  - ▼ 企画政策係長・西口貴志（くらし安全推進係長「兼総務課消防係長」）
  - ▼ 行革電算係長・中村聡健（総務課庶務係長）、同係・本田城光（県から帰任）
- 地域振興課
  - ▼ 地域振興課審議員・小山知子（県から派遣）
  - ▼ 地域振興係長・本田幸嗣（建設課管理係長）
  - ▼ 商工観光
- 係・野見山恵（新規採用）
- くらし安全推進室
  - ▼ くらし安全推進室長・佐々木善平（任期付更新）
  - ▼ くらし安全推進係長「兼総務課消防係長」・久米修永（税務課住民税係長）
- 税務課
  - ▼ 住民税係長・木村智香（学校給食センター所長）
- 住民生活課
  - ▼ 住民係・宮本紅葉（新規採用）
  - ▼ 保険係長・河原俊典（農政課）、同係・伊豆野加奈子（総務課）
  - 健康推進課（総合保健福祉センター内）
    - ▼ 健康推進係・井上理恵（再任用更新）
- 福祉課
  - ▼ 福祉係・中西加奈（環境衛生課）
  - ▼ 包括支援係・河嶋順子（甲佐町社会福祉協議会から派遣）
- 環境衛生課
  - ▼ 環境衛生係・欽先大地（建設課）
  - ▼ 水道係・石橋拓也（住民生活課）
- 農政課
  - ▼ 経営係・中川慎士（地域振興課）
- 整備係・渡邊哲司（任期付更新）、伊佐坂光輝（任期付更新）
- ▼ 農地係・川端励志（環境衛生課）
- 建設課
  - ▼ 建設課長補佐・千原壘（国土交通省から出向）
  - ▼ 管理係長・木村徹（地域振興課地域振興係長）
  - ▼ 住宅係長・田上大助（学校教育課学校教育係長）、同係・佐々木智也（税務課）、野付祐司（任期付）
  - ▼ 建設係・緒方伸也（新規採用）、緒方和則（任期付短更新）
- 会計課
  - ▼ 会計係長・松岡博信（町民センター）、同係・山本洋子（再任用更新）
- 町民センター
  - ▼ 町民センター・池田三奈（住民生活課）
- 議会事務局
  - ▼ 議会事務局・後藤理恵子（学校教育課）
- 学校教育課
  - ▼ 学校教育係長・早崎伊津子（議会事務局）、同係・石井真奈美（総務課）
  - ▼ 学校給食センター所長・池田りか（住民生活課保険係長）
- 社会教育課
  - ▼ 社会教育課長・後藤喜治（御船町甲佐町衛生施設組合事務局長）
  - ▼ 社会教育係・佐伯香菜子（福祉課）、峯元翔大（福祉課）
- 派遣
  - 御船町甲佐町衛生施設組合事務局長・奥村伸二（社会教育課長）
  - 上益城広域連合
    - ▼ 施設整備係長・田上和広（企画課企画政策係長）
    - ▼ 総務企画係・一圓秋男（再任用更新）
  - 熊本県
    - ▼ 商工労働部産業振興局産業支援課・甲斐敬大（社会教育課）



▲（左から）新規採用職員野見山さん、渡邊さん、宮本さん、緒方さん

## 国民健康保険

### および改正 税率の税 所得が 判定 国保 軽減



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

#### ■国保税の税率および軽減判定所得が改正されました

国民健康保険は、持続可能な国民皆保険制度を堅持するため、平成30年度から都道府県と市町村が共同して運営をしています。

町では、県が示した令和3年度の標準保険料率と国保事業費納付金額に基づき、本町の国保税の税率等を次のとおり改正しました。

#### ●改正後の税率

##### 【医療給付費分】

- ・所得割 8・3<sup>パーセント</sup>（前年度比 + 0・3<sup>パーセント</sup>）
- ・均等割 2万8000円（前年度比 2000円）
- ・平等割 2万円（変更なし）
- 【後期高齢者支援金分】
- ・所得割 2・9<sup>パーセント</sup>（変更なし）

- ・均等割 9000円（変更なし）
- ・平等割 8000円（変更なし）
- 【介護納付金分】（40〜64歳の方）
- ・所得割 2・04<sup>パーセント</sup>（前年度比 + 0・21<sup>パーセント</sup>）
- ・均等割 1万3400円（前年度比 + 1400円）

#### ●改正後の軽減判定所得

- ・ 7割軽減  
基礎控除額43万円 + 10万円 × 「給与所得者等（※1）の数から1を減した数」
- ・ 5割軽減  
基礎控除額43万円 + 28万5000円 × 「被保険者数（※2） + 10万円 × 「給与所得者等（※1）の数から1を減した数」
- ・ 2割軽減  
基礎控除額43万円 + 52万円 × 「被保険者数（※2） + 10万円 × 「給与所得者等（※1）の数から1を減した数」
- ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
- ※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

#### ▼国保税のお問い合わせ先

町税務課  
096・234・1112

## 国民年金

### ■国民年金への加入手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。また、勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方や収入が増加したこと、扶養から外れた配偶者の方も、国民年金への切り替え手続きが必要です。このほか、20歳になられた学生の方も届出が必要です。

### ■国民年金保険料について

令和3年度国民年金保険料は、1万6540円（月額）です。この料金に、毎月4000円の付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます（付加年金の加入には申請が必要です）。また、2年分、1年分、6カ月分をまとめて前払いする前納制度を利用すると、割引が適用されてお得です。クレジットカードもご利用いただけます。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。期限までに保

険料を納めないと、障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

### ■学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生の方は、特例制度をご利用ください。承認期間は2年1カ月前の納付分まで可能です。

申請には、学生証または在学証明書が必要です。特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されます。

また、納付期限から10年以内であれば、未納期間をさかのぼって納付できる追納制度もあります。特例を活用して保険料の納付猶予を受けた方などが保険料を未納のままにしていると、老後や万一のけがなどで障害が残ったときに、年金が受けられない場合があります。将来受け取る年金額は支払った保険料に応じて決定されるため、未納がある方は追納制度をご利用ください。

#### ▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所  
096・367・8144

町住民生活課 096-234-1113(内線106)

町住民生活課 096-234-1113(内線104)